

顧問先企業のクラウド会計導入に関する現状

—TKC 会員 楠典子税理士事務所の事例—

東 幸 代

1. はじめに

デジタル技術の進展により、会計の実務において変化が生じている。その1つにクラウド会計ソフトの利用割合の増加がある。2023年3月に個人事業主を対象に行われたアンケート調査によると、会計ソフトを利用している個人事業主のうち31%がクラウド会計を利用しており、2016年の調査から毎年増加している¹⁾。また、中小企業におけるクラウド会計の導入には顧問税理士を通して行われるケースが多く、顧問税理士が取り扱うクラウド会計を導入するケースやシステム導入・初期設定の支援を税理士が行うケースがある。税理士・会計事務所の中にはクラウド会計のプラットフォームを提供する会社とパートナーを組み、顧問先のクラウド会計導入をサポートする体制を構築している例もみられる²⁾。このようなことから、クラウド会計の研究においては、様々なアクターに焦点をあてる必要がある。しかしながら、税理士の視点によるクラウド会計研究はまだ少ない(加納 2023)。

そのため本研究では、中小企業や個人事業主の会計帳簿作成や納税業務のサポートを行う立場にある税理士の視点からクラウド会計の導入や利用について1つの視座を提供することを目的とする。具体的には、TKC 会員事務所である楠典子税理士事務所(以下、本事務所)という個人税理士事務所の視点で顧問先がクラウド会計を導入した事例から実際に感じているメリット・デメリットやク

ラウド会計を導入する上での課題(障壁)についてケース・スタディを行う。

本稿の構成は、2. で本事務所の概要と所属する TKC グループの概要および提供するサービスについて概観する。3. では顧問先のクラウド会計導入事例を踏まえたクラウド会計導入のメリットと会計の専門家である税理士という立場からの関わり方、クラウド会計推進における障壁といった本事務所の現状を整理し、4. でまとめを行っている。

2. 本事務所の概要

本事務所は、1996年に広島県呉市で創業、正社員3名、パート2名の個人税理士事務所である。インタビュー当時の顧問先数は、法人38社、個人45人である。これら顧問先が会計帳簿作成のために利用するソフトは、(株)TKCが提供する会計ソフトの利用か手書きの2択であり、大半がいわゆるインストール型のTKC 会計ソフトを利用しているという。クラウド会計を導入している顧問先は4社あり、そのうちの1社が(株)TKCの提供するFX2クラウドを利用している(3.1. 事例)。

本事務所はTKC 会員事務所であり、クラウド会計についてインタビューを行った中でもとくにTKCによる取り組みや考え方が基盤にある。そのため、まずは(株)TKCとTKC 全国会について紹介することとする³⁾。

1) MM 総研・プレスリリース (<https://www.m2ri.jp/release/detail.html?id=575>)。2016年3月時点の9.2%であり、例年増加している。

2) 例えば、freee 認定アドバイザー制度がある (<https://adv.freee.co.jp/>)。

3) 以下、TKC の紹介は主に TKC グループホームページ (<https://www.tkc.jp/>) の記述を引用・参照している。

2.1 (株)TKCとTKC全国会の概要

(株)TKCは1966年に創業、現在の資本金は57億円、単体売上高676億円、連結719億円（2023年9月期決算）、従業員数2,895名の東証プライム上場会社である。主に企業や地方公共団体そして会計事務所向けの事業を行っている⁴⁾。一方、TKC全国会は全国20の地域会で構成されており、2023年12月31日時点で約11,400名の税理士・公認会計士が所属している。2024年10月末時点での税理士登録者数は81,476名⁵⁾であることから、税理士登録者数の約14%がTKC全国会に所属していることになる。事業目的は、①租税正義の実現、②税理士業務の完璧な履行、③中小企業の存続・発展の支援、④TKC会員事務所の経営基盤の強化、⑤TKCシステムの徹底活用、⑥会員相互の啓発、互助及び親睦、の6つを掲げており、これら目的の達成に向けて活動を行っている。また、会員に対する行動規範として『TKC会計人の行動基準書』を定め、会員の高い専門性を追求している。加えて、TKC全国会は会員に対して次の1)～3)の取り組みを推奨し、その結果4)、5)のようなサービスの提供を行っている。以下では、1)巡回監査、2)書面添付制度、3)記帳適時性証明書、4)TKCモニタリング情報サービス、5)TKC経営指標(Business Analyses & Statistics by TKC: BAST)についてとりあげる。

1) 巡回監査

TKC全国会の会員は、「巡回監査」の実践を通して信頼性の高い決算書の作成に努めている。そして、巡回監査において、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」に準拠した会計処理を指導することを絶対要件としている。

巡回監査とは、「関与先(顧問先:筆者加筆)」を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することである。巡回監査においては、経営方針の健全性の吟味に努めるものとする。巡回監査は、毎月行う月次巡回監査と期末決算時に行う決算巡回監査とに分けられる⁶⁾。

2) 書面添付制度

TKC全国会は、TKC会員による書面添付を推進している。「書面添付制度」とは、税理士法第33条の2に規定する書面⁷⁾と税理士法第35条に規定する意見聴取⁸⁾を総称したものである。1956年改正時に創設され、その後も改正を繰り返して2022年にも改正が行われたところである⁹⁾。

この制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、会計・税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するということである。武田(2008)では「書面添付とは、税理士が作成した申告書について、①税

4) 地方公共団体向けの事業の例は児島(2023)を参照。

5) 日本税理士会連合会ホームページ(<https://www.nichizeiren.or.jp/cpta/about/enrollment/>)。

6) TKC全国会中央研修所(2023)443ページより抜粋。

7) 第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

「税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。」

8) 第35条(意見の聴取)「税務官公署の当該職員は、第三十三条の二第一項又は第二項に規定する書面(以下この項及び次項において「添付書面」という。)が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。」

9) 2022年改正により、2024年4月1日以降提出分から、税理士法第33条の2第1項にいう添付書面の名称が「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」へ変更されることとなった。

顧問先企業のクラウド会計導入に関する現状

理士がどの程度「内容に立ち入った検討」をしたのか、したがって、②税理士がどの程度の「責任をもって作成」したのか等を明らかにするために作成した書類である¹⁰⁾。」と説明されている。税理士法第46条では、税理士が税理士法第33条の2に規定する書面に虚偽の記載をした場合には懲戒処分が下されるとの規定が設けられている。この懲戒処分には、戒告、2年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止がある。

財務省（2023）によると、現在（2022年度）

の書面添付割合（法人税）は、わずか10%であるものの、その割合は過去と比べると微増している。そのうち、TKC会員による書面添付が50.8%を占めており、業界の中ではTKC会員が積極的に書面添付を行っていることが分かる¹¹⁾。TKCは、決算書の信頼性を高めるために、書面添付を標準業務として定着させることを目指している。

3) 記帳適時性証明書¹²⁾

図表1の「記帳適時性証明書」は、2009年に

図表1 記帳適時性証明書

(原本PDF) **記帳適時性証明書** 第 0769282177 号
(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一気通貫です。)

発行日: 令和 6年 5月13日

税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿

株式会社 TKC
代表取締役社長 飯塚 真規

貴問先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号:7123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、
さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N
① TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、問与先
に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実績は資料1のとおりです。
② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間。「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数。「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第34期)の法人税申告書の作成状況」について
① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらに国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。
② 前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴問先と先般の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について
TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について
① 貴問先との財務データは、平成27年4月分から継続して利用しており、利用期間は9年0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の適時的修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(https://www.tkc.jp/)から確認できます。
なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 令和7年5月31日) 以上

資料1: 過去3年間における月次決算(○翌月: ○翌々月: 無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	第32期 令和3年4月1日-令和4年3月31日	第33期 令和4年4月1日-令和5年3月31日	第34期 令和5年4月1日-令和6年3月31日
月	監査対象月(仕訳数) データ処理日(注)	監査対象月(仕訳数) データ処理日(注)	監査対象月(仕訳数) データ処理日(注)
1	令和3年4月 892 令和3年5月20日	令和4年4月 982 令和4年5月23日	令和5年4月 848 令和5年5月23日
2	令和3年5月 854 令和3年6月14日	令和4年5月 941 令和4年6月14日	令和5年5月 817 令和5年6月14日
3	令和3年6月 840 令和3年7月12日	令和4年6月 933 令和4年7月11日	令和5年6月 789 令和5年7月11日
4	令和3年7月 854 令和3年8月11日	令和4年7月 956 令和4年8月17日	令和5年7月 803 令和5年8月16日
5	令和3年8月 831 令和3年9月13日	令和4年8月 964 令和4年9月14日	令和5年8月 774 令和5年9月13日
6	令和3年9月 828 令和3年10月11日	令和4年9月 927 令和4年10月12日	令和5年9月 791 令和5年10月18日
7	令和3年10月 846 令和3年11月15日	令和4年10月 940 令和4年11月10日	令和5年10月 753 令和5年11月15日
8	令和3年11月 861 令和3年12月14日	令和4年11月 955 令和4年12月15日	令和5年11月 803 令和5年12月13日
9	令和3年12月 873 令和4年1月12日	令和4年12月 963 令和5年1月18日	令和5年12月 826 令和6年1月18日
10	令和4年1月 855 令和4年2月14日	令和5年1月 976 令和5年2月16日	令和6年1月 785 令和6年2月16日
11	令和4年2月 879 令和4年3月15日	令和5年2月 970 令和5年3月15日	令和6年2月 819 令和6年3月15日
12	令和4年3月 887 令和4年4月12日	令和5年3月 991 令和5年4月18日	令和6年3月 834 令和6年4月18日
13	年次決算 19 令和4年5月12日	年次決算 21 令和5年5月11日	年次決算 20 令和6年5月13日
14			
15			
16			
17	決算書に付した番号 R05921	決算書に付した番号 V83268	決算書に付した番号 X04425
18	税引後当期純利益(損失) 7,488,230円	税引後当期純利益(損失) 5,806,455円	税引後当期純利益(損失) (A) 8,668,706円

(注) 前期(第34期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2: 前期(第34期)の法人税申告書の作成状況

1	法人税申告書の作成日及び提出方法	令和6年5月13日	法人税申告書はTKCシステムで作成された電子申告されています。
2	別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」	(B) 8,668,706円	(A)と(B)は一致しており、申告書は決算書に基づいています。
3	別表1の「法人税額(2)」	1,767,562円	

資料3: 前期(第34期)のKFSの利用状況

1	K: 継続MAS(経営計画)	○ 利用 ○ 未利用
2 <th>F: P-Xシリーズ(自動化)</th> <td>○ 利用 ○ 未利用</td>	F: P-Xシリーズ(自動化)	○ 利用 ○ 未利用
3 <th>S: 書面添付(税理士法33-2)</th> <td>○ 実施 ○ 未実施</td>	S: 書面添付(税理士法33-2)	○ 実施 ○ 未実施

TKC全国会登録情報

1	会員氏名	税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所
2 <th>入会日(経過年数)</th> <td>平成2年10月14日 (33年6か月)</td>	入会日(経過年数)	平成2年10月14日 (33年6か月)
3 <th>経営革新等支援機関</th> <td>○ 認定 ○ 未認定</td>	経営革新等支援機関	○ 認定 ○ 未認定
4 <th>事務所ホームページ</th> <td>http://www.tkccomputer.co.jp/</td>	事務所ホームページ	http://www.tkccomputer.co.jp/

TKC © 2024

※ TKC 全国会 (2024) 11 ページより転載

10) 武田 (2008) 186 ページ。

11) TKC グループホームページ (https://www.tkc.jp/ao/topics/202403_keiei02/)、TKC 全国会中央研修所 (2023) 10 ページ。

12) TKC グループホームページ (https://www.tkc.jp/tkenf/ktks/)。

例 TKC が第三者証明として発行を開始したものである。この証明書は、会計事務所の顧問先企業の決算と電子申告の完了後に発行され、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明するものである。

1. 会計帳簿が会社法第 432 条に基づき、適時に作成されていること。
2. TKC 会員が毎月、企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
3. 決算書は会計帳簿の勘定科目残高と完全に一致しており、別途に作成したものではないこと。
4. 法人税申告書が決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

この証明書は、毎月巡回監査を受けて月次決算が行われ、さらに期末において決算書の作成と法人税申告書等の作成、税務申告を電子申告で行った場合に発行される。これは、会社法第 432 条「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」との規定を受けて実践されている業務である。

4) TKC モニタリング情報サービス¹³⁾

「TKC モニタリング情報サービス」は、TKC 全国会会員が毎月の巡回監査と月次決算を実施したうえで作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を、顧問先企業の経営者からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービスである。2016 年 10 月から開始し、企業利用件数は 33 万件をこえ、2024 年 2 月 29 日現在、全国 489 金融機関が採用している。これまで、顧問先企業は決算書を作成し、郵送あるいは金融機関へ持参する必要があったが、このサービスの利用申し込み後は毎月自動で金融機関に決算書が提供されることになる。提供される決算書は TKC 会員による巡回監査を毎月経て作成された決算書であり、かつ税務署に提出した内容と同様の決算書・申告書が自動的に金融機関へ開示される。そのため、例えば企業が資金調達を受けたいがために決

算書をよくみせるといった改ざんが行われる余地がなく、金融機関からの信頼の獲得につながっている。このサービスにより、企業は事務負担が軽減され、金融機関は決算書徴求業務を効率化しつつ信頼性の高い決算書の提供を受けることができるため、ひいては顧問先と金融機関の信頼関係の構築にも寄与している。

5) TKC 経営指標 (Business Analyses & Statistics by TKC: BAST)¹⁴⁾

TKC 全国会では、1975 年から「TKC 経営指標 (Business Analyses & Statistics by TKC: 以下、BAST)」を毎年発行している。BAST とは、TKC 会員の顧問先企業の経営成績と財政状態を分析したものである。2023 年版の収録企業数は、TKC システムで会計処理および税務申告を行っている法人のうち(確定決算期が令和 4 年 1 月期から令和 4 年 12 月期までのもの)約 25 万社超の月次決算データをもとに作成している。これは、全国の法人の約 8.9%にあたる。収録業種は 1,175 業種に及ぶ。また、業種別審査辞典で業界の特色や動向を確認することができる。そのほか、医業経営指標 (M-BAST) や社会福祉法人経営指標 (S-BAST)、月額役員報酬・役員退職金 (Y-BAST)、中小企業の貸金指標 (貸金 BAST) などがある。これら BAST は原則として TKC 会員以外への販売等を行っていないが、より多くの企業経営者等に役立ててもらえるよう要約版および速報版を公開している。

さらに、2021 年からは月次指標である月次 BAST を開発、提供している。TKC のホームページから登録することにより、TKC 会員に限らず誰でも見ることができるクラウドサービスである。実額や分析項目(売上総利益率等)の推移、前年度(前々年度)比較、業種比較はもちろんのこと、売上規模別や地域別、業歴別等、様々なデータベースを提供している。月次指標であることから前年同月との比較が可能となり、季節的な影響を考慮した比較・分析、月次レベルでの趨勢を把

13) TKC グループホームページ (<https://www.tkc.jp/tkcnf/about/target/target3/>)。

14) TKC グループホームページ (<https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/lineup/>)、(<https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/monthly/>)。

握することも可能である。

これらは、TKC 会員が毎月継続して実施した巡回監査と月次決算により作成された会計帳簿を基礎とし、そこから誘導された決算書を収録データとしている。それがゆえに、信頼性と速報性を兼ね備えた中小企業の経営指標を提供することが可能となっている。

2.2 TKC クラウドの概要¹⁵⁾

TKC のクラウド会計サービスは、年商規模に応じた「FX マイスタークラウド」、「FX2 クラウド」、「FX4 クラウド」に加えて、連結決算を見据えた個別会計や外貨別取引管理が可能な「FX5 クラウド」、その他、建設業・医業、農業などの業種に最適化されたシリーズなどを提供している。これら FX シリーズの特徴として次の 5 つがある¹⁶⁾。

1) 社長の戦略的な意思決定を強力にサポート

部門別業績管理や取引先別業績管理だけでなく、通常の損益計算書とは異なった売上に応じた限界利益を明確にし、業績評価に役立つマトリックスの提供や期中に当期決算のシミュレーションができるなど、経営者目線で管理しやすい工夫がなされ、黒字決算実現の手助けを行っている。

2) 会計事務所から安心のサポート

TKC 会員事務所によって月次巡回監査が行われるため、会計帳簿の適法性、正確性及び適時性が検証されたうえで最新の業績を毎月把握し、今後の業績改善について検討することができる。加えて、経営改善計画や資金繰り計画の策定についても支援し、経営者自身が自社の経営状況を把握することで金融機関に説明できるようなサポートを行っている。

3) 金融機関との信頼関係のサポート

会社の決算書が適時に記帳された会計帳簿に基づき作成され、当該決算書に基づき法人税申告書が作成され、かつ、電子申告された実績を証明する「記帳適時性証明書」の発行を行っている。当該証明書が添付された決算書は金融機関からの信頼性向上に寄与しており、様々な金融機関の融資

条件や金利優遇を受ける条件になっているものもある¹⁷⁾。

さらに、会社からの依頼に基づいて、金融機関に月次試算表や年度決算書などの財務情報を電子データでタイムリーに提供する TKC モニタリング情報サービスがある。

4) 経理事務の省力化のサポート

仕訳計上の省力化のためのサポートとして、金融機関からインターネットを利用して取引データを自動受信できる「銀行信販データ受信機能」や、取引履歴から仕訳と摘要の候補を自動で表示する「レシート入力方式」だけでなく、売上や販売管理業務、給与計算、年末調整、電子納税といった経理事務をサポートする機能がある。また、読み込んだ電子取引データや紙の証憑は TKC のデータセンターに電子データとして保存され、仕訳入力に活用されるだけでなく、証憑と仕訳が紐づけて管理されるといった「証憑保存機能」が備わっている。

5) 安全・安心・便利なシステム運用をサポート

TKC は、栃木県宇都宮市郊外に自社データセンター「TKC インターネット・サービスセンター (TISC)」を保有している。ここでは、TKC のシステムを利用する企業約 60 万社の法人税申告が処理され、保管されている。FX クラウドサービスの提供も行っている。

3. 本事務所の現状

通常の業務は、顧問先へ足を運び、先方のパソコンから月次巡回監査を行う。領収書や請求書等をみて、売上があっているかなどを確認してから締める。「全ての数字に根拠を」という考えのもと、仕訳が正しいかどうかを様々な書類で確認した上で、今月どれだけ営業利益が出たかなどの業績について話をする。締めたものは USB に入れて事務所へ持ち帰り、事務所から栃木のデータセンターへ送るという。

15) TKC FX クラウドシリーズホームページ (<https://www.tkc.jp/fx/>)。

16) TKC グループホームページ (<https://www.tkc.jp/fx/>)。

17) TKC グループホームページ (<https://www.tkc.jp/tkcnf/kts/>)。

3.1. 顧問先のクラウド会計導入事例

インタビュー当時クラウド会計ソフト（TKC FX2 クラウド）を導入して1年弱の顧問先について尋ねた。この会社は、導入以前から社長が会計ソフトの入力を担当。社長はクラウド導入後、入力方法や画面が以前と異なることから入力に苦戦していたという。現在は、数年前に入社した専務（社長ご子息）が主に入力を担当しており、専務はクラウド会計に変更してからの方が便利さを感じているという。クラウド会計の導入は専務が進めた。

クラウド導入以前から導入直後までは、主に社長が現金および預金の入力を行い、その他は楠氏が修正、入力を行ってきた。専務の入社、そしてクラウド会計導入後は、楠氏の指導のもと、専務はもちろん経理担当の職員も入力や「銀行信販データ受信機能」、「証憑保存機能」を利用できるようになり、クラウド会計を導入してからは顧問先が入力した内容の完成度が格段にあがったという。加えて、TKCのソフトでは修正が履歴で残るため、専務自身が過去の修正履歴や締め切られた前月分の内容から学習してくれることもあり、精度が徐々にあがっているという。

3.2. クラウド会計導入のメリットと顧問税理士としての関わり方

3-1. で取り上げたクラウド会計を導入した顧問先を例に、楠氏は顧問税理士の立場からクラウド会計導入のメリットについて次の3つの点を挙げた。1つ目は、先方へ足を運ばずとも顧問先の帳簿の閲覧や入力、修正ができることだ。これにより、月次巡回監査に出向く前に会計事務所内で閲覧作業を済ませることができ、現場での確認事項および指摘事項を事前に整理することが可能となる。また、顧問先での滞在時間が短くなり、経営者や経理担当者とは話をする時間を十分に確保できる。2つ目は、顧問先がクラウドに備わった機能を利用することで、会計帳簿の完成度が上がり、直す手間が軽減されることである。例えば、「銀行信販データ受信機能」や「証憑保存機能」を利用すれば、領収書やデータを読み込むと自動で仕訳され、さらに仕訳と紐づいて証憑が保存される。

そのため、顧問先が読み込んで処理したものに多少修正を加えていくというイメージに変わってきたという。クラウド会計の導入により、顧問先が入力する内容の精度が上がり、楠氏による入力業務についての負担が軽減されること、つまり顧問先の自計化が進んだことが窺える。3つ目は、印刷、保存にかかるコストが削減されることだ。これはクラウド会計導入に限ったことなく、電子帳簿化推進に伴うメリットともいえる。

一方で、上記で挙げたメリットの1つ目、先方へ足を運ばずとも入力・修正ができることについてはリスクを伴うという。したがって、場合によっては事務所内からは閲覧のみとし、顧問先に指導した上で入力、修正を行ってもらう。締めの作業は必ず先方に足を運んで巡回監査を行うことを実践している楠氏にとっては、「足を運ばずとも」という点ではクラウド導入を積極的に後押しする理由にはならないようである。また、3つ目について、電子帳簿保存については推奨しているものの、仕訳の根拠となる証憑については国税の規定どおり現物を保存するよう指導しており、印刷する場面もまだまだあるという。

楠氏は、TKC 全国会が最も大事にしていることの1つである巡回監査を毎月実施しており、実際に足を運んで対面で月末の締めの作業を行い、「すべての仕訳に根拠を」という考えのもと領収書等の証憑やその内容について必ず実物を確認することを徹底している。

3.3. クラウド会計を推進する上での障壁

これまでTKCグループが提供するサービスと本事務所に対するクラウド会計導入についてのインタビュー内容についてみてきた。とりわけ、TKC 全国会がモニタリング情報サービスやBASTといった年次の経営指標、月次指標を信頼できる情報として提供できる根底には、TKC 会員による毎月の巡回監査実践の徹底があることが分かった。毎月の巡回監査の実施と月次決算を徹底して行うことで、決算書作成の基礎となる会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性の確保を目指す。加えて、書面添付の実践や記帳適時性証明書の発行業務の提供は、これらに虚偽

があった場合には税理士法第 46 条で罰せられることから、税理士にとっては専門職としての威信をかけて行っているといえるだろう。これらのことがモニタリング情報サービスや BAST において提供される情報の信頼性確保に繋がっていると考えられる。

ところで、巡回監査そして月次決算を経て締め切られたクラウドデータは毎月栃木のデータセンターへ送られる。楠氏は、自身がクラウドを推奨する上で難しさを感じる場面として、(株)TKC が提供するクラウド会計システムについて次のように述べた。

「TKC のクラウドシステムは 4 か月しか打てない。1 月 2 月 3 月 4 月と打って、5 月を入力しようと思ったら 1 月を完全に締めてしまわないと 5 月を入れることができない。」

TKC の帳簿システムは、会社法 432 条のもと会計帳簿作成における適時性を確保するためにも遡って修正することができない設計となっている点に大きな特徴がある。なぜこのような仕様になっているのかというと、2. 1. 3) 記帳適時性証明書の発行とも関連するが、遡及修正できないことがひいては帳簿の信頼性を高めかつ適正な会計処理を継続して実践していることを示すことにつながるからである。このように、毎月帳簿を締め切ることが理想であることを理解しつつも、顧問先によっては、特に初期指導の段階にある顧問先にとっては困難な段階がある。そのため、1 年間入力可能なソフトであれば問題ないが、月次ごとに確定（締め切り）し、遡って修正することができない TKC のクラウドシステムは導入のハードルが高い。

だからこそ、信頼性の高い決算書を作成してもらうためには、楠氏のように毎月巡回監査に赴き直接的な対話や指導を行っていくことが専門家としての関わりとして重要であることを示唆しているといえる。このことは、今後会計ソフトのクラウド化が進み「足を運ばずとも」様々な機能が使えるようになったとしても、必要性が低下するものではないといえるであろう。

4. まとめ

本研究は、個人税理士事務所である楠典子税理士事務所に対するインタビュー内容をもとに、クラウド会計導入について税理士の立場からのインプリケーションを得ることを目指してきた。とりわけ本事務所は TKC 会員事務所であることから、楠氏の顧問先が TKC のクラウド会計ソフトを導入した事例を踏まえて実際に感じているメリットを整理することができた。メリットは、1. 顧問先へ足を運ぶことなく、事務所にいながら顧問先のデータを入力、修正することが可能であること、2. クラウド会計に備わっている「銀行信販データ受信機能」や「証憑保存機能」の活用により、顧問先が作成する会計記録の精度向上、3. 印刷・保存にかかるコストの削減、の 3 つが挙げられた。

一方で、楠氏はこれらのメリットを認識しつつも、顧問先のクラウド会計導入には困難さがあることも認める。それは、(株)TKC のクラウド会計ソフトでは巡回監査を経て月次ごとに確定したデータを遡及修正できない点にあり、このことがクラウド会計を推奨する上でのハードルになっているという。しかしながら、このハードルは、障壁である一方で信頼性の高い決算書の作成においてはクリアすべきハードルである。そのためにも、楠氏が徹底して実践している月次巡回監査が果たす役割は大きい。

謝辞

楠典子税理士事務所の楠典子氏におかれましてはインタビュー（2022 年 12 月 2 日）からその後の確認作業まで快くご協力いただいたことを心より感謝申し上げます。また、執筆にあたり TKC 中国会会長の安部知格氏には直接のご指導を賜り、多数の助言をいただくとともに(株)TKC には内容の確認、許可をいただいた。末筆ながら心より御礼申し上げます。

参考文献

- ・加納慶太（2023）「デジタル化による税理士業務の課題解決に関する研究－ZooU（ゾー）の事例－」『産業経理』第 83 巻第 2 号、76-84 ページ。
- ・児島幸治（2023）「地方公共団体の DX 推進とクラウド

公会計」『産研論集』第50号、39-49ページ。

- ・財務省（2023）「国税庁実績評価書」。
- ・菅原智、加納慶太（2022）「日本の中小企業におけるクラウド会計導入に関する意識調査」『中小企業会計研究』第8号、2-13ページ。
- ・武田隆二（2008）『最新財務諸表論（第11版）』中央経済社。
- ・TKC 全国会（2024）『TKC 全国会のすべて』TKC 全国会。
- ・TKC 全国会中央研修所（2023）『TKC 基本講座（第5版）』株式会社 TKC 出版。
- ・日本税理士会連合会ホームページ（2024年11月閲覧）
<https://www.nichizeiren.or.jp/>
- ・freee ホームページ（2024年11月閲覧） <https://adv.freee.co.jp/>
- ・MM 総研・プレスリリース（2024年2月閲覧） <https://www.m2ri.jp/release/detail.html?id=575>
- ・TKC グループホームページ（2024年11月閲覧）
<https://www.tkc.jp/>